平成３０年（フ）第７４２号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目303番地２　シャルマン303
債務者　関根　和輝
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
愛知県岡崎市竜美南１丁目３番地３　プレジール明和Ａ　102
債務者　齋藤　慶子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５０８号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目11番４号　細田荘203号
債務者　磯山　克子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５８９号
埼玉県川口市長蔵１丁目３番２号
債務者　八木　和男
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６９１号
さいたま市桜区大字白鍬97番地３　セジュール101、旧住所宮崎県宮崎市新別府町麓424番地12　ラヴィエール・エフ102号
債務者　菅原　寿俊
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７７０号
さいたま市南区白幡４丁目17番17―206号、旧住所茨城県つくば市学園の森２丁目14番地９　ゼピュロス学園の森Ｏ棟201号
債務者　島香　りえ
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
群馬県高崎市吉井町南陽台１丁目１番地22、申立時の住所新潟県南魚沼市美佐島76番地４　富士観光社宅Ｃ棟　102号
債務者　山中　悦子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
新潟県見附市市野坪町1215番地５
債務者　簗瀬イクエ
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
静岡県伊豆市冷川1524番地の516　八景台Ａ―50、前住所静岡県伊東市赤沢253番地の39　名鉄赤沢Ｌ―１
債務者　石井　忠彦
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１７６号
静岡県伊豆市冷川1524番地の516　八景台Ａ―50、前住所静岡県伊東市赤沢253番地の39　名鉄赤沢Ｌ―１
債務者　石井　正美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２２５号
堺市南区茶山台２丁３番24―110号
債務者　関山幸一郎
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
岡山県倉敷市笹沖1097番地１　トータスＡ202
債務者　池上　孝弘
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１　ビレッジハウス西阿知１号棟310号室、前住所岡山県倉敷市連島１丁目13番１号　サンセール連島Ａ105
債務者　秋山　武郎
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２１６６号
大阪府高槻市古曽部町３丁目４番３号
債務者　三好　珠未
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４４９号
大阪市中央区谷町８丁目１番52―1210号
債務者　石丸　勝彦
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４８０号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番３号　ハイコート駒川　502号、前住所大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番９―701号
債務者　田原　成樹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部